

# ○東総地区広域市町村圏事務組合行政不服 審査会条例

平成28年2月16日

条 例 第 2 号

(趣旨)

**第1条** この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）に基づき、東総地区広域市町村圏事務組合行政不服審査会の設置、組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

**第2条** 東総地区広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）は、法に基づく審査請求がされたとき（法第43条第1項の規定により審理員意見書を諮問しなければならない場合に限る。）は、法第81条第2項の機関として、東総地区広域市町村圏事務組合行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、その審査請求に係る調査審議が終了したときは、廃止されるものとする。

(組織)

**第3条** 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

**第4条** 委員は、法律又は行政に関し優れた識見を有する者のうちから管理者が委嘱する。

2 委員は、第2条第2項の規定により審査会が廃止されるときは、解任されるものとする。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長等)

**第5条** 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 審査会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審査会の会議は、非公開とする。ただし、答申は公表するものとする。

(庶務)

**第7条** 審査会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

**第8条** この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

**第9条** 第4条第3項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

**附 則**

この条例は、平成28年4月1日から施行する。